



株式会社 南陽

証券コード：7417

第69期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

福岡市中央区薬院四丁目21番1号
K K R ホテル博多2階
「スピカ」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分まで

CONTENTS

第69期定時株主総会招集ご通知	P 1
株主総会参考書類	P 5
事業報告	P13
連結計算書類	P38
計算書類	P56
監査報告書	P68

(証券コード7417)
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅前三丁目19番8号

株式会社 **南陽**

代表取締役社長 武内 英一郎

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトアクセスの上、「投資家情報」、
「株主総会情報」の順に選択いただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nanyo.co.jp/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載して
おります。以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、
銘柄名（南陽）又はコード（7417）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」の順
に選択して、ご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することが
できますので、後記の「議決権行使方法のご案内」に従い、2023年6月26日（月曜日）午後5
時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所 福岡市中央区薬院四丁目21番1号
K K R ホテル博多 2階「スピカ」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項1. 第69期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報
告の件
2. 第69期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の
件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
 - ◎インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。
 - ◎書面交付請求された株主様へ交付する書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ◎各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号や項番が本招集ご通知と一致しておりませんのであらかじめご了承ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットによるご行使




当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時30分行使分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

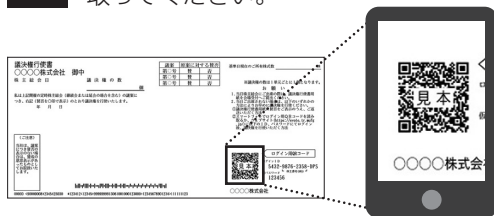
- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

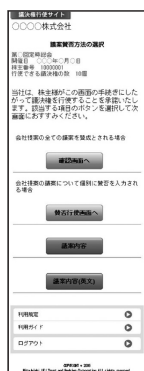
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



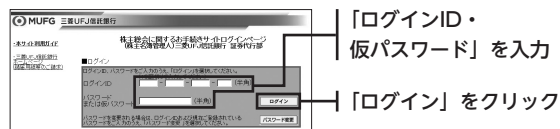
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

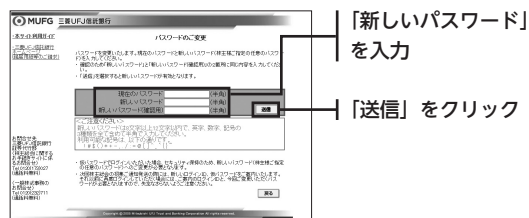
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は経営の合理化、効率化を推進し、収益力の向上、財務体質の強化をはかるとともに、安定配当を維持しながら連結純利益の状況に応じて配当額の向上に取り組むため、配当性向については連結純利益の30%程度を維持し、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

第69期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、財務状況、利益水準、配当性向等を総合的に勘案し、1株につき86円の配当といたしたいと存じます。

なお、中間配当金（1株につき15円）を加えた年間配当金は、1株につき101円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金86円

総額 548,574,306円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につき、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性
1	<small>たけうち</small> 武内 <small>えいいちろう</small> 英一郎	代表取締役社長	<input type="checkbox"/> 再任
2	<small>しのざき</small> 篠崎 <small>まなぶ</small> 学	常務取締役管理本部長兼経営企画室長	<input type="checkbox"/> 再任
3	<small>まの</small> 眞野 <small>こうじ</small> 耕二	常務取締役事業統括兼産機事業本部長	<input type="checkbox"/> 再任
4	<small>なぐも</small> 南雲 <small>かずき</small> 一紀	取締役建機事業本部長	<input type="checkbox"/> 再任
5	<small>こが</small> 古賀 <small>たかふみ</small> 貴文	取締役建機事業本部副本部長	<input type="checkbox"/> 再任
6	<small>くりた</small> 栗田 <small>まさよし</small> 真欣	取締役産機事業本部副本部長東日本担当 兼東京支店長	<input type="checkbox"/> 再任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 数の
1	たけうち えいいちろう 武内 英一郎 (1958年12月28日生)	1986年12月 当社入社 1990年6月 当社取締役社長室長 1990年10月 株式会社福岡企画代表取締役社長 1991年10月 当社取締役総務部長 1995年4月 当社取締役経理部長 1995年7月 九州理研株式会社代表取締役(現任) 1997年6月 当社専務取締役経理部長 1997年7月 当社専務取締役業務部管掌兼総合経営企画室 長兼内部監査室長 1999年6月 当社専務取締役産機営業本部長 2001年3月 当社専務取締役管理本部長 2008年6月 当社代表取締役社長(現任)	266,513株
[取締役候補者とした理由] 武内英一郎氏は、当社経営管理部門及び事業部門の要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。2008年の当社代表取締役社長就任以来、継続して当社の経営を指揮しており、当社及び当社グループの持続的成長及び企業価値の向上に向け、ガバナンスの強化及び経営基盤の強化に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
2	の ざき まなぶ 篠崎 学 (1968年7月21日生)	2001年6月 当社入社 2008年4月 当社管理本部人事総務グループ次長兼管理本 部経営企画室長 2010年4月 当社経営企画室長兼管理本部人事総務グル ープ部長 2011年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2018年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長 (現任)	5,240株
[取締役候補者とした理由] 篠崎学氏は、経営管理部門の要職を歴任し、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2011年の当社取締役就任以来、当社及び当社グループのガバナンス強化及び経営基盤の強化に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 数の
3	まのこうじ 眞野耕二 (1959年1月18日生)	1981年4月 当社入社 2010年6月 当社執行役員産機営業本部信州支店長 2011年4月 当社執行役員産機営業本部副本部長兼東京支店長兼信州支店長 2011年6月 当社取締役産機営業本部副本部長兼東京支店長兼信州支店長 2012年4月 当社取締役産機営業本部副本部長兼東京支店長 2014年4月 当社取締役産機事業本部長兼福岡支店長 2015年3月 南央国際貿易(上海)有限公司董事長(現任) 2016年4月 当社取締役産機事業本部長 2017年4月 NANYO ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. MANAGING DIRECTOR (現任) 2018年6月 当社常務取締役事業統括兼産機事業本部長(現任)	6,040株
[取締役候補者とした理由] 眞野耕二氏は、産業機器事業の要職を歴任し、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2011年の当社取締役就任以来、産業機器事業の責任者として継続して当社及び当社グループの事業拡大及び発展に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
4	なぐもかずき 南雲一紀 (1961年12月25日生)	1984年11月 当社入社 2012年4月 当社建機営業本部鹿児島支店長 2013年7月 当社建機営業本部営業部長 2014年5月 当社執行役員建機事業本部営業部長 2016年4月 当社執行役員建機事業本部副本部長 2016年6月 当社取締役建機事業本部副本部長 2017年4月 当社取締役建機事業本部長(現任) 2019年6月 株式会社南陽重車輻代表取締役社長(現任)	1,870株
[取締役候補者とした理由] 南雲一紀氏は、建設機械事業の要職を歴任し、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2016年の当社取締役就任以来、建設機械事業の責任者として継続して当社及び当社グループの事業拡大及び発展に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式数の
5	古賀貴文 (1972年3月10日生)	2005年3月 当社入社 2014年4月 当社管理本部経理グループ次長兼経営企画室次長 2015年4月 当社建機事業本部管理部長 2016年4月 当社建機事業本部副本部長 2016年4月 株式会社南陽レンテック代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社取締役建機事業本部副本部長(現任)	1,870株
[取締役候補者とした理由] 古賀貴文氏は、当社子会社経営の経験から、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2016年より株式会社南陽レンテックの代表取締役社長として当社グループ子会社の経営を担い、同年の当社取締役就任以来、継続して建設機械事業の事業拡大及び発展に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者としたしました。			
6	栗田真欣 (1970年4月29日生)	1993年4月 当社入社 2012年4月 NANYO ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. MANAGING DIRECTOR 2017年4月 当社産機事業本部南九州支店長 2021年4月 当社産機事業本部東京支店長 2021年6月 当社執行役員産機事業本部副本部長東日本担当兼東京支店長 2022年6月 当社取締役産機事業本部副本部長東日本担当兼東京支店長(現任)	3,266株
[取締役候補者とした理由] 栗田真欣氏は、当社子会社経営の経験から、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2012年よりNANYO ENGINEERING(MALAYSIA)SDN.BHD. MANAGING DIRECTORとして当社グループ子会社の経営を担い、継続して産業機器事業の事業拡大及び発展に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者としたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告26ページに記載のとおりです。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役石川一郎氏、奥田貴介氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性
1	いしかわ 石川 一郎	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	おくだ 奥田 貴介	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	石川 一郎 (1959年3月25日生)	1981年3月 当社入社 2005年4月 当社産機営業本部仙台営業所所長 2008年4月 当社産機営業本部南九州支店長 2013年4月 南央国際貿易(上海)有限公司董事総経理 2014年5月 当社執行役員 2016年4月 当社執行役員産機事業本部副本部長 2016年6月 当社取締役産機事業本部副本部長 2018年4月 当社取締役産機事業本部副本部長東日本担当 2020年4月 当社取締役産機事業本部副本部長東日本担当 兼北関東支店長 2021年4月 当社取締役産機事業本部副本部長東日本担当 2021年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	5,100株
	[監査等委員である取締役候補者とした理由] 石川一郎氏は、当社産業機器事業の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社におけるこれまでの実務経験と実績から、適切に業務執行の監査及び監督を遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。		
2	奥田 貴介 (1969年3月2日生)	1998年4月 弁護士登録 2003年4月 奥田・二子石法律事務所(現 おくだ総合法律事務所)所長(現任) 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 奥田貴介氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることにより、継続して適切に業務執行の監査及び監督を独立した客観的な立場で遂行いただけることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奥田貴介氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は奥田貴介氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、奥田貴介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告26ページに記載のとおりです。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
6. 奥田貴介氏の監査等委員である社外取締役就任期間は本總會終結の時をもって6年となります。

以上

【ご参考】株主総会後の取締役のスキルマトリックス

以下の取締役の地位については、本株主総会における第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された後の取締役会をもって正式に決定する予定であります。

氏名	地位	社外独立	当社が特に期待するスキル・知見					
			企業経営	営業・マーケティング	法務・リスクマネジメント	財務・会計	人事・人材開発	業界の知見
武内 英一郎	代表取締役会長		●	●		●		●
篠崎 学	代表取締役社長		●		●	●	●	
眞野 耕二	常務取締役		●	●				●
南雲 一紀	取締役		●	●				●
古賀 貴文	取締役		●	●		●		●
栗田 真欣	取締役		●	●				●
石川 一郎	取締役 (常勤監査等委員)		●	●				●
灘谷 和徳	取締役 (監査等委員)	●	●			●		
奥田 貴介	取締役 (監査等委員)	●	●		●			
斧田 みどり	取締役 (監査等委員)	●	●			●		
南谷 敦子	取締役 (監査等委員)	●	●		●			

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や能力を表すものではなく、各取締役の経験を踏まえ、特に専門性の発揮が期待できる分野のうち最大4つまでに●印をつけております。

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響が長期化しながらも、制限等が緩和されたことにより、経済活動は正常化に向けた動きが進みました。一方で、世界的な原材料や資源価格の高騰、中国経済の減速、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が長引く等、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループの連結業績におきましては、売上高は39,339百万円（前期比13.0%増）、営業利益は2,967百万円（前期比23.7%増）、経常利益は3,225百万円（前期比21.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,146百万円（前期比23.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 建設機械事業

建設機械事業におきましては、災害復旧工事需要が継続した一方で、資源価格の高騰や部品不足による長納期化の影響は解消せず、不安定な状況の中で推移いたしました。このような状況の中、当社グループにおきましては、販売部門においては、先行手配をしていた在庫や即納可能な中古機械・車輛等の商品を中心に提案営業を強化するとともに、商品の納入サポートや修理対応等のサービス力向上にも注力してまいりました。また、レンタル部門においては、災害復旧工事需要の取り込みに努めたほか、既存顧客の需要の掘り起こしや新規顧客開拓にも取り組んでまいりました。その結果、売上高は14,083百万円（前期比5.2%増）となりました。

② 産業機器事業

産業機器事業におきましては、世界的なインフレや中国経済の減速による影響を受け、好調を維持していた半導体市場の一部においては生産調整や需要減少の動きが進んだほか、部品不足による長納期化についても本格的な解消には至らず、不安定な状況の中で推移いたしました。このような状況の中、当社グループにおきましては、積極的な設備投資を続ける半導体及びロボットメーカーにおいて提案営業の強化に努めるとともに、継続して生産部品や消耗部品の拡販にも努めた結果、売上高は24,842百万円（前期比18.5%増）となりました。

③ 砕石事業

砕石事業におきましては、事業を展開する地域においては、継続して域外の災害復旧工事に予算が優先されるとともに、一部の取引先においては新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ経営環境が回復には至らなかったことから厳しい状況で推移いたしました。このような状況の中、当社グループにおきましては、護岸工事等の公共工事の受注獲得に努めるとともに、民間企業への営業強化にも努めてまいりました。しかしながら、全体の取引量の減少や、燃料費の価格高騰に伴うコストの増加等により、売上高は413百万円（前期比11.8%減）となりました。

(セグメント売上高)

区 分	第 68 期 (2022年3月期)		第 69 期 (2023年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
建設機械事業	13,387	38.5	14,083	35.8	696	5.2
産業機器事業	20,962	60.2	24,842	63.2	3,879	18.5
砕石事業	468	1.3	413	1.0	△55	△11.8
合 計	34,818	100.0	39,339	100.0	4,520	13.0

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(セグメント生産高及び仕入高)

① 生産高

区 分	第 68 期 (2022年3月期)		第 69 期 (2023年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
産業機器事業	811	73.3	988	78.0	177	21.9
砕石事業	294	26.7	278	22.0	△16	△5.6
合 計	1,105	100.0	1,266	100.0	161	14.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記金額は、製造原価によっております。

② 仕入高

区 分	第 68 期 (2022年3月期)		第 69 期 (2023年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
建設機械事業	7,077	28.2	7,125	25.0	48	0.7
産業機器事業	18,001	71.8	21,401	75.0	3,400	18.9
合 計	25,078	100.0	28,527	100.0	3,448	13.8

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記金額には、他勘定受入高が含まれております。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は3,087百万円であり、その主なものは建設機械事業を中心とした貸与資産の補充、更新等であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第66期 (2020年3月期)	第67期 (2021年3月期)	第68期 (2022年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	34,319	32,406	34,818	39,339
経常利益 (百万円)	2,181	2,046	2,659	3,225
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,387	1,329	1,739	2,146
1株当たり当期純利益 (円)	217.96	208.85	273.04	336.62
総資産 (百万円)	32,386	34,666	37,310	41,064
純資産 (百万円)	18,270	19,565	20,880	22,723
1株当たり純資産額 (円)	2,869.33	3,072.75	3,276.69	3,562.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出いたしております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を控除しております。
2. 第68期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第68期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第66期 (2020年3月期)	第67期 (2021年3月期)	第68期 (2022年3月期)	第69期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	25,673	25,323	25,904	29,579
経常利益 (百万円)	1,046	999	1,265	1,825
当期純利益 (百万円)	685	686	855	1,287
1株当たり当期純利益 (円)	107.60	107.73	134.21	201.86
総資産 (百万円)	24,495	25,694	26,748	29,200
純資産 (百万円)	12,865	13,509	13,750	14,651
1株当たり純資産額 (円)	2,020.43	2,121.57	2,157.81	2,296.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出したしております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を控除しております。
2. 第68期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第68期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

次期のわが国経済は、新型コロナウイルスにおける感染状況が落ち着きを見せ、コロナ禍脱却の動きが活発化する一方で、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとした地政学的リスクの高まりや、中国経済の動向、資源価格・物価の高騰、米国の利上げに伴う影響等、経済環境は依然として不透明な状況で推移することが予想されます。このような状況の中、当社グループは以下の施策を実施してまいります。

① 建設機械事業

建設機械事業におきましては、公共投資は防災・減災、国土強靱化の加速化対策等により引き続き底堅さを維持する一方、部品不足による長納期化、建設資材価格の高騰、労働者不足の深刻化等の影響により先行き不透明な状況が続くことが予想されます。このような状況に対応するため、当社グループにおきましては、販売部門においてはメーカーと連携し商品の拡販に向けて提案営業やサービス力を強化するとともに、ICT建機に関連する商品をはじめとした新商品の拡販にも努めてまいります。また、レンタル部門においては民需官需の取り込みに向けて体制の強化をはかり、稼働率の向上に努めてまいります。

② 産業機器事業

産業機器事業におきましては、経済活動の正常化が加速する一方で、地政学的リスクの高まり等による世界経済の鈍化や米国の金利上昇による個人消費の低迷、部品不足による生産調整等、先行き不透明な状況が継続することが予想されます。このような状況に対応するため、当社グループにおきましては好調を維持するパワー半導体市場に向けた商品群の開拓に努めるとともに、メーカーとタイアップしたAIやIoT関連の商品をはじめとする新商品の拡販に注力してまいります。また、継続して生産部品や消耗部品の拡販にも努めてまいります。

③ 砕石事業

砕石事業におきましては、事業を展開する地域において、災害復旧工事以外の公共工事に再開の動きが見えつつも、資源価格高騰によるコストの増加が懸念されるほか、砕石を必要とする民間工事、公共工事については新型コロナウイルス流行拡大以前の水準への回復には目途が立っていない等、引き続き厳しい状況の中で推移するものと思われまます。このような状況に対応するため、当社グループにおきましては、販路拡大に向けて民間企業への営業強化に取り組むとともに、継続して製造コストの価格転嫁に向けて販売単価の交渉にも努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社9社、関連会社1社で構成され、主に商品（建設機械及び産業機器）の販売、建設機械のレンタルを中心として事業活動を展開しております。当社グループにおける事業及び主な取扱い品目は次のとおりであります。

建設機械事業	一般土木機械、アタッチメント、産業用車輛、クレーン
産業機器事業	機械要素、油空圧機器、機械装置、電子機器
砕石事業	砕石、再生材、廃材、玉石類

(7) 主要な事業拠点

① 当社

本社	福岡市博多区博多駅前三丁目19番8号
支店	東京 北関東 信州 関西 福岡 北九州 長崎 大分 南九州 鹿児島 沖縄
営業所	仙台 宮崎

② 主要な子会社

(株)南陽レンテック	(福岡市博多区)
(株)南陽重車輛	(熊本市南区)
共栄通信工業(株)	(東京都渋谷区)
(株)戸高製作所	(大分県大分市)
(株)エイ・エス・エイ・パイ	(さいたま市西区)
(株)浜村	(福岡県遠賀郡遠賀町)
南央国際貿易(上海)有限公司	(中国)
(株)共立砕石所	(福岡県宮若市)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
建 設 機 械 事 業	217名	－
産 業 機 器 事 業	205名	26名増
砕 石 事 業	18名	2名減
全 社 (共 通)	35名	1名増
合 計	475名	25名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員等を含んでおります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
155名	6名減	41.8歳	13.0年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員等を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)南陽レンテック	50 百万円	100.0 %	建設機械のレンタル
(株)南陽重車輛	30	100.0	中古の産業用車輛の販売
共栄通信工業(株)	50	100.0	産業機器の販売
(株)戸高製作所	40	100.0	産業機器の製造・販売
(株)エイ・エス・エイ・パイ	40	100.0	産業機器の製造・販売
(株)浜村	30	100.0	産業機器の製造・販売
南中央貿易(上海)有限公司	100 万米ドル	100.0	産業機器の販売
(株)共立砕石所	20 百万円	100.0	砕石の製造・販売

(注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社8社であります。

2. 当連結会計年度より、新たに株式を取得し子会社とした(株)エイ・エス・エイ・パイを連結の範囲に含めております。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
建南和股份有限公司	34,280 千台湾ドル	31.5 %	産業機器の販売

(注) 持分法適用会社は上記の重要な関連会社1社であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

当社は、グループ間での資金効率化を目的として、グループ間による資金融通を行っております。

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	300 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200
株 式 会 社 福 岡 銀 行	150
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	150

(注) 個別貸借対照表における借入金には、金融機関からの借入に加え、子会社からの借入金が含まれております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,268,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,615,070株 (自己株式236,299株を株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 7,773名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
九州理研株式会社	281,900 株	4.41 %
武内英一郎	266,513	4.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	243,200	3.81
株式会社西日本シティ銀行	215,700	3.38
株式会社三井住友銀行	214,500	3.36
小林敬子	197,562	3.09
白江やす	185,000	2.90
株式会社福岡銀行	148,500	2.32
三宅貴子	145,952	2.28
長谷川猛夫	142,444	2.23

- (注) 1. 当社は、自己株式236,299株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は自己株式 (236,299株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	6,227 株	6 名
取締役 (監査等委員)	-	-

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告27ページ「4.会社役員に関する事項 (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武内 英一郎	九州理研(株) 代表取締役
常務取締役	眞野 耕二	事業統括兼産機事業本部長 南央国際貿易（上海）有限公司 董事長 NANYO ENGINEERING(MALAYSIA)SDN.BHD. MANAGING DIRECTOR
常務取締役	篠崎 学	管理本部長兼経営企画室長
取締役	南雲 一紀	建機事業本部長 (株)南陽重車輛 代表取締役社長
取締役	古賀 貴文	建機事業本部副本部長 (株)南陽レンテック 代表取締役社長
取締役	栗田 真欣	産機事業本部副本部長東日本担当兼東京支店長
取締役 (常勤監査等委員)	石川 一郎	
取締役 (監査等委員)	灘谷 和徳	
取締役 (監査等委員)	奥田 貫介	おくだ総合法律事務所 所長
取締役 (監査等委員)	斧田 みどり	斧田みどり公認会計士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	南谷 敦子	南谷総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 栗田真欣氏は、2022年6月21日開催の第68期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 監査等委員である取締役灘谷和徳氏、奥田貫介氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役灘谷和徳氏、奥田貫介氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏につきましては、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役灘谷和徳氏は、長年に亘る経営・財務コンサルタントとしての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役斧田みどり氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、石川一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役灘谷和徳氏、奥田貴介氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。保険期間中に被保険者に対して提起された会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟に係る損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、以下のとおりであります。

当社の役員報酬は、固定報酬である月例報酬、業績連動報酬である役員賞与及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されております。当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬等に関する基本方針・決定方法等に関する事項及び個人別の報酬に関する事項等は、取締役会が、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を受けた上で決定しており、役員報酬に関する取締役会の意思決定プロセスの客観性・透明性の確保をはかっております。

固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の支給割合につきましては、株主利益も考慮した上で適切な支給割合となるよう設定しております。

固定報酬である月例報酬については、指名・報酬諮問委員会が、使用人兼務取締役にについては当社規定の役員報酬テーブルに沿って、その他の取締役にについては個別に各取締役の報酬額につき審議を行い、その答申を受けた取締役会が、株主総会で承認を得た範囲内で取締役の報酬総額を決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人別の報酬については、その決定につき取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重した上で決定することとしております。また、監査等委員である取締役の個人別報酬については、監査等委員会の協議を経た上で決定しております。

なお、報酬水準については、外部調査機関の役員報酬調査データによる当社と同規模程度の企業の役員報酬水準を参考に、指名・報酬諮問委員会が妥当性を検証することとしております。

業績連動報酬である役員賞与については、企業グループ収益力及び企業価値向上への貢献という観点から、役員賞与引当金繰入額控除後の連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、既存の報酬限度額の範囲内で下記算定方法に則り定時株主総会後の6月に支給することとしております。なお、監査等委員である取締役については、独立性の観点から役員賞与の支給は行っておりません。

<役員賞与算定方法>

- ・役員賞与の総額は、当該事業年度の当社グループの連結経常利益の2.7%若しくは親会社株主に帰属する当期純利益の4.5%のいずれか低い方の金額を上限とし、支給することとする。但し、連結経常利益が1,000百万円若しくは親会社株主に帰属する当期純利益が600百万円に達しない場合は支給しない。
- ・各取締役への個別報酬額は、支給総額原案に基づき、取締役の役職ごとに定めた下記ポイントに応じて按分した金額に、代表取締役社長が各取締役の業績貢献度を考慮に入れた個別報酬支給案を指名・報酬諮問委員会に提示し、指名・報酬諮問委員会にて審議の上答申を受けた取締役会にて決議することとする。

取締役の役職別ポイント

役職	ポイント
取締役会長	5.0
取締役社長	6.0
取締役副社長	4.0
専務取締役	3.0
常務取締役	2.0
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	1.0

- (注) 1. 取締役会長、取締役副社長及び専務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。
2. 当該事業年度中に取締役として在籍しない期間がある場合は、在籍月数（1月末までは除く。）を12で除した数値を役職別ポイントに乗じたものとします。また、当該事業年度中に役職の変更があった場合には月数按分いたします。

なお、算定の基となる当事業年度における連結経常利益は3,225百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,146百万円となっております。

株式報酬については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役（以下、「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

<譲渡制限付株式報酬制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額の枠内で年額30百万円以内とし、本制度により対象取締役に対し発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年30,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は取締役（監査等委員である取締役を除く。）については2020年6月23日開催の第66期定時株主総会、監査等委員である取締役については2016年6月24日開催の第62期定時株主総会時であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内としております。なお、決議当時の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であり、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

また、2021年6月22日開催の第67期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役に対し、上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の枠内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給することを決議しており、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年30,000株以内と決議いただいております。なお、決議当時の対象となる業務執行取締役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長武内英一郎が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況等を含め、個人別の報酬額につき総合的な判断が可能であるためであり、その決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重した上で個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	186	88	87	10	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	8	8	-	-	1
社外役員	12	12	-	-	4

- (注) 1. 当期末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、監査等委員である取締役5名であります。
2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役3名に対する使用人分給与（賞与を含む。）は33百万円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員である社外取締役奥田貫介氏は、おくだ総合法律事務所の所長であります。当社とおくだ総合法律事務所の間に特別な関係はございません。

監査等委員である社外取締役斧田みどり氏は、斧田みどり公認会計士事務所の所長であります。当社と斧田みどり公認会計士事務所の間に特別な関係はございません。

監査等委員である社外取締役南谷敦子氏は、南谷総合法律事務所の代表弁護士であります。当社と南谷総合法律事務所の間に特別な関係はございません。

なお、上記以外に特記すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査等委員である社外取締役灘谷和徳氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度における取締役会15回中14回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に経営・財務コンサルタントとしての職務経験と知見に基づく発言を適宜行っております。

監査等委員である社外取締役奥田貫介氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度における取締役会15回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

監査等委員である社外取締役斧田みどり氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度における取締役会15回中14回、監査等委員会14回中13回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

監査等委員である社外取締役南谷敦子氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度における取締役会15回中14回、監査等委員会14回中13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の社外取締役はすべて監査等委員である取締役であり、それぞれの知見に基づき適切に業務執行の監査及び監督を遂行いただくことを期待いたしております。上記活動により適切に業務執行の監査及び監督を遂行いただくほか、灘谷和徳氏、奥田貫介氏、斧田みどり氏、南谷敦子氏は指名・報酬諮問委員会の委員として、独立した客観的な立場からそれぞれの知見に基づく意見具申を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	36百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、関係部署及び会計監査人から必要書類を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、報酬額の見積りの妥当性などを検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、次期基幹システム構築に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備強化をはかるために企業倫理規程を制定するとともに、内部監査室を設置し、当社のみならずグループ各社の内部監査を積極的に実施することにより、内部統制システムの有効性と妥当性を検証する。人事総務グループにおいては、職務権限規程、業務分掌規程及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査室はその運用状況を定期的に検証する。また、監査等委員は、重要な会議への出席ができるものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用人に対してその職務に関する事項の報告を求めるとともに、当社及びグループ各社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令や文書管理規程を始めとする社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は人事総務グループが行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。また、取引先与信を定期的に見直すとともに、稟議規程その他の社内規程を適宜見直し、必要に応じてリスク管理の観点から規程の制定及び改定を実施し、その運用状況を内部監査室が監視する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、迅速かつ確な経営判断を行うために少数の取締役で構成し、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会や取締役が中心となって事業計画の立案等を行う経営会議等を通じて重要事項を付議し決定する。また、経営環境の変化に対して迅速な対応をはかるべく執行役員制度を導入するほか、ITの活用を推進し、取締役へ迅速かつ正確な経営情報の提供を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれ責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育を継続的に実施する。なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会等にて協議することにより、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また、当社の内部監査室による定期的監査を受け入れ、その報告を受ける。

(6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を専属して補助する使用人は設置しないが、内部監査室は監査等委員会の補助として、監査等委員会の要望した事項の内部監査を必要に応じて実施し、その結果を監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の事務局は人事総務グループが担当する。なお、内部監査室は、監査等委員会の要望した事項の内部監査については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、また、その人事については監査等委員会の同意を必要とする。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ各社の取締役、当社及びグループ各社の使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る事項等を必要に応じて速やかに報告する。なお、報告の方法については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定する。また、企業倫理規程において、通報者に不利益が及ばない内部通報制度を整備し、当社及びグループ各社のすべての取締役及び使用人に対し周知徹底をはかる。内部通報があったときは速やかにその事実関係を調査し、必要に応じその結果を当社取締役により構成される倫理委員会に報告する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、これに応じる。なお、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）との意見交換を定期的に行う。また、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容についての説明を受けるとともに、意見交換を通じて連携をはかる。なお、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に監査等委員会の要望した事項の監査を実施させ、その結果についての報告を受ける。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用並びに評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制システムが有効に機能するための体制を構築する。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取り、経済的な利益は供与しないことを基本方針とする。また、組織としての対応方針としては企業倫理規程において明確化するとともに、警察及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は15回開催され、法令に定められた事項や業務執行に関する重要事項を、法令・定款等への適合性及び妥当性の観点から審議し、決定しております。

(2) 監査等委員会の職務執行

当事業年度において、監査等委員会は14回開催され、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長及び各取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査・監督、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制システムの整備、運用並びに評価の基本方針に基づき、当社及びグループ各社の内部統制評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,199	流動負債	17,340
現金及び預金	6,248	支払手形及び買掛金	6,958
受取手形	1,507	電子記録債務	5,953
電子記録債権	3,232	短期借入金	1,625
売掛金	10,132	1年内返済予定の長期借入金	38
商品及び製品	3,825	リース債務	539
仕掛品	310	未払法人税等	656
原材料及び貯蔵品	25	賞与引当金	412
その他	1,351	役員賞与引当金	92
貸倒引当金	△434	その他	1,065
固定資産	14,864	固定負債	999
有形固定資産	11,637	繰延税金負債	87
貸与資産	8,396	跡地修復引当金	432
建物及び構築物	967	退職給付に係る負債	373
機械装置及び運搬具	492	その他	106
工具、器具及び備品	145	負債合計	18,340
土地	1,602	(純資産の部)	
建設仮勘定	33	株主資本	21,535
無形固定資産	552	資本	1,181
のれん	369	資本剰余金	1,025
その他	183	利益剰余金	19,549
投資その他の資産	2,673	自己株式	△221
投資有価証券	2,299	その他の包括利益累計額	1,187
繰延税金資産	90	その他有価証券評価差額金	847
その他	301	繰延ヘッジ損益	△1
貸倒引当金	△17	為替換算調整勘定	341
資産合計	41,064	純資産合計	22,723
		負債純資産合計	41,064

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,339
売上原価	31,964
売上総利益	7,374
販売費及び一般管理費	4,406
営業利益	2,967
営業外収益	
受取利息	86
受取配当金	37
受取貸料	17
持分法による投資利益	11
為替差益	81
その他	45
280	
営業外費用	
支払利息	22
その他	0
22	
経常利益	3,225
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	5
6	
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	4
4	
税金等調整前当期純利益	3,227
法人税、住民税及び事業税	1,150
法人税等調整額	△70
当期純利益	2,146
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,146

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,181	1,020	17,925	△227	19,900
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△522		△522
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,146		2,146
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		5		5	10
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	5	1,624	5	1,635
当 期 末 残 高	1,181	1,025	19,549	△221	21,535

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	720	2	257	980	20,880
当期変動額					
剰余金の配当					△522
親会社株主に帰属 する当期純利益					2,146
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					10
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	126	△3	84	207	207
当期変動額合計	126	△3	84	207	1,842
当期末残高	847	△1	341	1,187	22,723

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社名

(株)南陽レンテック

(株)南陽重車輛

共栄通信工業(株)

(株)戸高製作所

(株)エイ・エス・エイ・パイ

(株)浜村

南央国際貿易（上海）有限公司

(株)共立砕石所

2022年7月の(株)エイ・エス・エイ・パイの株式取得に伴い、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。

なお、みなし取得日を2022年9月30日としているため、当連結会計年度は2022年10月1日以降の損益計算書を連結しております。

(2) 非連結子会社名

NANYO ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金はいずれも連結計算書類に重要な影響を与えていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社名及び関連会社名

建南和股份有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社名及び関連会社名

NANYO ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD.

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なっておりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)エイ・エス・エイ・ピー、(株)浜村、南央国際貿易（上海）有限公司及び(株)共立砕石所の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、3月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② デリバティブ
時価法
 - ③ 棚卸資産
 - A 商品
 - a 建設機械本体
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
 - b その他の商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
 - B 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
貸与資産及び建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-------------------|--------|
| 貸 与 資 産 | 2年～9年 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 2年～50年 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 2年～12年 |
- ② リース資産
 - a 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - b 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。

④ 跡地修復引当金

将来の採石権の消滅に伴って、採石跡地の原状回復に要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末における跡地修復費用の負担額を見積り計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社3社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業内容は建設機械及び産業機器の販売並びに建設機械のレンタルであります。建設機械及び産業機器の販売における主な履行義務は、約定の仕様を満たす商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品の納品時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、商品の納品時点で収益を認識しております。なお、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

また、建設機械のレンタルにおける主な履行義務は、契約に基づくレンタル期間において建設機械のレンタルサービスを提供する義務であり、時の経過につれて履行義務が充足されるため、顧客にレンタル用資産の支配が移転する引渡時を使用権の移転開始時点として、レンタル期間に基づき収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の適用要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

aヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

bヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主として、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクの軽減を目的としております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しておりません。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

【会計方針の変更】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」及び「貸倒引当金戻入額」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

産業機器事業に係る棚卸資産の評価額

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

商品及び製品

2,672百万円

(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の産業機器事業においては、得意先の所属する業界の景気動向や商品の安定供給などを考慮して、一定の予測に基づき商品の発注を行っております。しかしながら、得意先からの受注量が予測に達しない場合は、商品の過剰在庫となる可能性があります。

当社の棚卸資産の評価にあたっては、商品の貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、一定期間の出荷計画数量と期末在庫数量を比較し、一定期間の出荷計画数量を超過する滞留在庫に係る金額について簿価を切下げる方法等を採用しております。一定期間の出荷計画数量の算定にあたっては、将来における得意先からの受注量の予測が重要な仮定となります。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、得意先商品のモデルチェンジ等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度に評価損が発生する可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金

50百万円

(2) 担保に係る債務

買掛金

53百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

15,053百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	6,615,070株	6,615,070株

2. 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	242,516株	236,299株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,227株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	426	67	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月7日 取締役会	普通株式	95	15	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- (イ) 配当金の総額…………… 548百万円
 (ロ) 1株当たり配当額…………… 86円
 (ハ) 基準日…………… 2023年3月31日
 (ニ) 効力発生日…………… 2023年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業資金に関して長期・短期のバランスを考慮して金融機関からの借入金等により調達しております。デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権、短期貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。受取手形及び売掛金のうち一部は、割賦販売取引等回収が長期にわたるものであり、経済情勢の悪化等により回収に疑義が生じる可能性があります。当該リスクに関しては、各事業本部が与信管理規程に従い、主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収状況及び残高管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握することにより回収懸念の軽減をはかっております。また、海外取引のうち一部については外貨建のため為替変動リスクに晒されておりますが、金額の重要性等に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として取引先との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価等を把握し内容に関して取締役会等に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、海外取引のうち一部については外貨建のため為替変動リスクに晒されておりますが、営業債権と同様に先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金、長期借入金、リース債務は主に事業資金として調達しており、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、資金調達時には、金利の変動動向の確認を行うとともに取締役会等に報告しております。

デリバティブ取引の取組・実行に関しては、リスク管理体制を構築しており、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等につきましては、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

また、営業債務・借入金・リース債務は流動性リスクに晒されておりますが、各社において月次単位で資金繰計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（注）3. 参照。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形、電子記録債権及び売掛金 貸倒引当金（※2）	14,872 △434	14,872 △434	
	14,437	14,437	△0
(2) 投資有価証券	1,615	1,615	—
資産計	16,053	16,053	△0
(1) リース債務	546	544	△1
(2) 長期借入金（※3）	40	40	△0
負債計	586	585	△1
デリバティブ取引（※4）	(6)	(6)	—

（※1）「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）受取手形、電子記録債権及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

契約を締結している金融機関から提示された利用可能な情報に基づく適切な方法により時価を算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

その他有価証券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,538	336	1,201
②債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	1,538	336	1,201
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	77	91	△13
②債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	77	91	△13
合 計	1,615	428	1,187

(2) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	取引の種類等	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	141	—	△4	△4
合 計		141	—	△4	△4

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	76	—	△1
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	37	—	(※)
合 計			114	—	△1

(※) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 3. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	684

これらについては、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,248	—	—	—
受取手形、電子記録債権及び売掛金	14,209	660	1	—

(注) 5. リース債務及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	539	3	3	—	—	—
長期借入金	38	1	—	—	—	—

貸与資産の取得に係るリース債務については、正常営業循環基準に基づき全て流動負債に記載しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の時価及び含み損益が連結貸借対照表に占める割合が低く、かつ、重要性が乏しいため記載を省略しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	建設機械事業	産業機器事業	砕石事業	計	
商品及び製品の販売等	8,418	24,842	413	33,674	33,674
建設機械のレンタル等	5,664	—	—	5,664	5,664
顧客との契約から生じる収益	14,083	24,842	413	39,339	39,339
外部顧客への売上高	14,083	24,842	413	39,339	39,339

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 3,562円40銭
- 1株当たり当期純利益 336円62銭

【企業結合に関する注記】

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エイ・エス・エイ・パイ

事業の内容 半導体製造装置の製造販売

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社エイ・エス・エイ・パイは、半導体製造プロセスにおける前工程に特化した半導体製造装置を製造販売しており、開発、設計、製造からアフターサービスまで一貫して対応できるメーカーであります。今回の株式取得により、南陽グループの営業力と当該会社の技術力を融合させることで、より幅広い分野においてシナジー効果を創出できると判断いたしております。

(3) 企業結合日

2022年7月19日（株式取得日）

2022年9月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社エイ・エス・エイ・パイ

(6) 取得した議決権比率

100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2022年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価（現金） 600百万円

取得原価 600百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 60百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

388百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	544百万円
固定資産	182百万円
資産合計	726百万円
流動負債	482百万円
固定負債	32百万円
負債合計	515百万円

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響の概算額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,599	流動負債	14,058
現金及び預金	4,365	支払手形	355
受取手形	1,039	電子記録債権	5,919
電子記録債権	2,898	買掛金	5,557
売掛金	8,216	短期借入金	1,230
商掛金	3,195	リース負債	5
貯蔵品	2	未払費用	39
前渡金	2	未払法人税等	42
前払費用	546	未払消費税等	344
短期貸付金	20	前受り金	19
その他の貸倒引当金	3,753	前受り金	147
	26	前受り金	7
	△464	前受り金	29
固定資産	5,600	前受り金	192
有形固定資産	1,588	賞与引当金	87
貸与資産	28	役員賞与引当金	79
建物	454	固定負債	490
構築物	15	リース負債	6
車両運搬具	12	長期未払金	70
工具、器具及び備品	100	繰延税金負債	106
土地	976	退職給付引当金	307
無形固定資産	123	負債合計	14,548
ソフトウェア	6	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	112	株主資本	13,827
電話加入権	3	資本剰余金	1,181
投資その他の資産	3,888	資本準備金	1,025
投資有価証券	1,779	資本剰余金	1,015
関係会社株式	1,777	その他資本剰余金	10
出資金	139	利益剰余金	11,840
関係会社出資金	99	利益準備金	131
破産更生債権等	4	その他利益剰余金	11,708
敷金及び保証金	56	固定資産圧縮積立金	88
その他の他	40	オープンバージョン促進積立金	37
貸倒引当金	△10	別途積立金	4,821
資産合計	29,200	繰越利益剰余金	6,762
		自己株式	△221
		評価・換算差額等	824
		その他有価証券評価差額金	825
		繰延ヘッジ損益	△1
		純資産合計	14,651
		負債純資産合計	29,200

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,579
売上原価		25,862
売上総利益		3,716
販売費及び一般管理費		2,290
営業利益		1,425
営業外収益		
受取利息	97	
受取配当金	245	
受取賃貸料	25	
その他の	37	405
営業外費用		
支払利息	6	6
経常利益		1,825
特別利益		
投資有価証券売却益	5	5
税引前当期純利益		1,831
法人税、住民税及び事業税	574	
法人税等調整額	△29	544
当期純利益		1,287

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	ホ-カ-イ/ホ-シヨ/促 進 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,181	1,015	5	131	89	—	4,821	6,033	△227	13,051
当 期 変 動 額										
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△1			1		—
ホ-カ-イ/ホ-シヨ/促 進 積 立 金 の 取 崩						37		△37		—
剰 余 金 の 配 当								△522		△522
当 期 純 利 益								1,287		1,287
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			5						5	10
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	5	—	△1	37	—	728	5	775
当 期 末 残 高	1,181	1,015	10	131	88	37	4,821	6,762	△221	13,827

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品
 - ① 建設機械本体
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
 - ② その他の商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
 - (2) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

貸与資産及び建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

貸 与 資 産	2年～9年
建 物	2年～50年
構 築 物	8年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業内容は建設機械及び産業機器の販売であります。主な履行義務は、約定の仕様を満たす商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品の納品時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、商品の納品時点で収益を認識しております。

なお、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の適用要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

② ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

主として、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクの軽減を目的としております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

【会計方針の変更】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

(損益計算書関係)

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「為替差益」及び「貸倒引当金戻入額」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

産業機器事業に係る棚卸資産の評価額

(1) 貸借対照表に計上した金額

商品

2,672百万円

(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	533百万円
2. 保証債務	
関係会社のリース会社等との営業取引に対し、次のとおり債務保証を行っております。	
(株) 南陽レンテック	0百万円
共栄通信工業(株)	58百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	4,433百万円
短期金銭債務	354百万円
4. 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務	70百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	3,420百万円
仕入高等	634百万円
営業取引以外の取引による取引高	240百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	242,516株	236,299株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,227株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	144百万円
退職給付引当金	93百万円
商品	84百万円
賞与引当金	68百万円
関係会社株式	31百万円
長期未払金	21百万円
その他	56百万円
繰延税金資産小計	501百万円
評価性引当額	△170百万円
繰延税金資産合計	330百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△361百万円
固定資産圧縮積立金	△38百万円
その他	△37百万円
繰延税金負債合計	△437百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△106百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)の割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)南陽レンテック	福岡市博多区	50	建設機械事業	所有 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注1)	500	短期貸付金	2,800
							利息の受取(注1)	14	—	—
子会社	NANYO ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD	マレーシア	50万リンギット	産業機器事業	所有 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注2)	—	短期貸付金	297

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に条件を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 短期貸付金等の金銭債権に対し、債務超過相当額(108百万円)の貸倒引当金を計上しており、当事業年度においては2百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。なお、経営基盤の強化をはかるため無利子としており、担保は受け入れておりません。
- (注3) 上記以外の子会社への貸倒懸念債権に対し、貸倒引当金71百万円を計上しており、当事業年度においては8百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	2,296円90銭
2. 1株当たり当期純利益	201円86銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 南 陽
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只 隈 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 井 秀 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南陽の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南陽及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 南 陽
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只 限 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 井 秀 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南陽の2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社 南 陽 監査等委員会

常勤監査等委員 石 川 一 郎 ㊟

監 査 等 委 員 灘 谷 和 徳 ㊟

監 査 等 委 員 奥 田 貫 介 ㊟

監 査 等 委 員 斧 田 みどり ㊟

監 査 等 委 員 南 谷 敦 子 ㊟

(注) 監査等委員灘谷和徳、奥田貫介、斧田みどり及び南谷敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 KKRホテル博多 2階「スピカ」
 〒810-0022 福岡市中央区薬院四丁目21番1号
 電話 092-521-1361 (代表)



(主な交通のご案内)

【福岡空港より】

- タクシーご利用 約30分
- 地下鉄ご利用 約21分
 地下鉄「博多駅」下車。乗換通路にて地下鉄七隈線「博多駅」へ。橋本
 方面に乗りし「薬院大通駅」下車。1番出口を右方向へ徒歩約3分。

【博多駅より】

- タクシーご利用 約15分
- 地下鉄ご利用 約15分
 ※福岡空港よりのアクセス「地下鉄ご利用」をご参照ください。

【天神より】

- タクシーご利用 約10分
- 地下鉄ご利用 約10分
 「天神南駅」より地下鉄七隈線「薬院大通駅」下車、1番出口を右方向へ徒歩約3分。
- バスご利用 約14分
 天神ソラリアステージ前バス停「7C」乗場より20番のバス乗車、約13分。
 バス停「南薬院」下車、徒歩約1分。